

いわて省エネルギー住宅建設推進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、新築住宅の省エネルギー（以下「省エネ」という。）化を推進するため、補助事業者が、県内において省エネ性能の高い住宅を建設するために要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(用語の定義)

- 第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 補助事業者 新築戸建住宅の建築主、又は新築戸建建売住宅（建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅）の購入者となる個人をいう。
 - (2) 住宅 補助事業者が常時居住する専用住宅をいう。（ただし、住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分がこの要綱に定める規定を満たすこと。）
 - (3) ZEHを上回る基準 外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネを実現した上で、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅の基準で、別表第1に定めるものをいう。
 - (4) 岩手型住宅賛同事業者 岩手県県土整備部建築住宅課が実施する、岩手型住宅賛同事業者募集要領による募集に応じた事業者をいう。
 - (5) 岩手県地域型復興住宅地域住宅生産者グループ 岩手県地域型復興住宅推進協議会が実施する、地域型復興住宅の建設を進めるため、地域工務店や建築士・設計事務所、木材供給事業者等からなるグループをいう。
 - (6) 県産木材 次に掲げるいずれかの要件を満たすものをいう。
ア 岩手県産材認証推進協議会が実施する、「県産木材」の産地証明制度により、「県産木材」として証明された木材をいう。
イ その他知事が認めるものをいう。
 - (7) 相当隙間面積 一般財団法人住宅・建築SDGs推進センターが認定した気密測定技能者が試験を実施することとし、試験方法は「JIS A2201:2017 送風機による住宅等の気密性能試験法」又は同財団の定める住宅の気密性能試験方法により測定した面積をいう。
 - (8) 断熱等性能等級 評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）に定める基準をいう。（ただし、結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）
 - (9) HEMS 太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であるエネルギー計測装置をいう。
 - (10) FIT 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度をいう。
 - (11) FIP 再エネ特措法に基づき、国が市場価格に一定の補助額を上乗せし交付する制度をいう。
 - (12) 地域の区分 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年1月29日号外国土交通省告示第265号）第3に定めるものをいう。

(補助対象住宅)

第3 補助金の交付の対象となる住宅は、次の各号に掲げる要件すべてに該当するものであること。

- (1) 建設業者は岩手型住宅賛同事業者又は岩手県地域型復興住宅地域住宅生産者グループの登録事業者であること。
- (2) 県産木材を5立方メートル以上使用すること。
- (3) 別表第1に定めるZEHを上回る基準に掲げるいずれかの種別の要件を満たすこと。
- (4) ZEHを上回る基準であることを示す証書を取得すること。
- (5) 別表第2に掲げる要件を満たすこと。
- (6) 建設現場見学会等を実施すること。
- (7) 気密工事の完了後、気密性能試験を実施し、1平方メートル当たりの相当隙間面積1平方センチメートルを満たすこと。
- (8) 遵守事項に関する確認書の内容を理解した上で補助金を申請すること。

2 前項の規定にかかわらず、中古設備については、補助金の交付の対象としないものとする。

(補助対象事業及び補助額)

第4 第1に規定する経費は、別表第3の補助対象区分ごとに中欄に掲げる経費とし、これに対する補助額は、同表の右欄に定めるとおりとする。

2 第1項の規定により、対象区分ごとに算定した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 補助事業は、第9の規定に基づく補助金の交付決定を受けた年度において、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の内示日以降に開始し、同年度の3月15日までに完了するものとする。ただし、建設現場見学会等の完了は3月15日以降でも差支えないものとする。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第5 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、交付決定の単位ごとに交付決定額に変更が生じない変更とする。

(申請の取下期日)

第6 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して10日以内とする。

(事業遂行状況の報告)

第7 知事は、補助事業の遂行状況を確認する必要があると認めた場合には、補助事業者に報告を求めることができる。

(財産の処分に係る制限の期間)

第8 補助事業者は、本補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 規則第19条第1項に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）のとおりとする。

3 取得財産等のうち、規則第19条の規定に基づき知事が認める処分を制限する財産は、住宅並びに取得価格又は効用の増加価格が単価500千円を超える機械器具、備品及びその他重要な財産とする。

(提出書類及び提出期日)

第9 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第4のとおりとする。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱い等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3関係）

種別		要件
ZEHを上回る基準	断熱等性能等級6等	以下の①～⑤のすべてに適合した住宅 ① 住宅の外皮性能は、地域の区分ごとに定められた外皮平均熱貫流率（UA値 [W/m ² ・K]）を満たすこと。（2地域：0.28以下、3地域：0.28以下、4地域：0.34以下） ② 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から25%以上削減されていること。 ③ 太陽光発電設備を導入すること。 ④ 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。 ⑤ HEMSを導入すること。
	断熱等性能等級7等	以下の①～②のすべてに適合した住宅 ① 住宅の外皮性能は、地域の区分ごとに定められた外皮平均熱貫流率（UA値 [W/m ² ・K]）を満たすこと。（2地域：0.20以下、3地域：0.20以下、4地域：0.23以下） ② 「断熱等性能等級6等」の要件②～⑤のすべてを満たすこと。

別表第2（第3関係）

補助対象設備	要件
太陽光発電設備	1 太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力が10キロワット未満のものであること。 2 PPAやリース契約の場合、法定耐用年期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 3 遵守事項に関する確認書（別紙2（様式第1号関係））の内容を遵守すること。
HEMS	1 太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。 2 環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業）のうちZEH支援事業」（以下、「ZEH支援事業」という。）公募要領〈個人申請編〉の「ZEH+の選択要件」において「 ② 高度エネルギーマネジメント」を選択する補助対象に設置するHEMSの要件を満たすこと。
蓄電池	1 太陽光発電設備の付帯設備であること。 2 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 3 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 4 155千円/kWh以下（工事費込み・税抜き）の蓄電システムであること。 5 PPAやリース契約の場合、法定耐用年期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 6 ZEH支援事業の対象製品として執行機関の登録を受けた製品であること。

別表第3（第4関係）

補助対象区分		補助対象経費	補助額
①	ZEHを上回る 基準	断熱等性能 等級6等	材料及び設備の購入、並 びに工事に要する経費
②		断熱等性能 等級7等	材料及び設備の購入、並 びに工事に要する経費
③	①又は②に導入する太陽光 発電設備		設備の購入及び工事に要 する経費
④	①又は②に導入するHEMS		70千円/kW ただし、1戸当たり350千円（5kW） を上限とする。
⑤	①又は②に導入する蓄電池		補助対象経費の2/3 ただし、1戸当たり66千円を上限とす る。
	①又は②に導入する蓄電池		補助対象経費の1/3 ただし、1戸当たり357千円（51千円 ×7kWh）を上限とする。

別表第4（第8関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	いわて省エネ住宅建設推進事業費補助金交付申請書 【全体】 1 事業計画書 2 遵守事項に関する確認書 3 県産木材使用数量確認書 4 建設業者が岩手型住宅賛同事業者又は岩手県地域型復興住宅地域住宅生産者グループの登録事業者であることが確認できる書類 5 建設業者との契約状況が確認できる書類 6 ZEHを上回る基準となることが確認できる書類 7 太陽光発電設備の仕様が確認できる書類 8 HEMSの仕様が確認できる書類 9 その他知事が必要と認める書類 【蓄電池を導入する場合】 10 蓄電池の仕様が確認できる書類	第1号	1部	別に定める日
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	いわて省エネ住宅建設推進事業費補助金変更承認申請書 1 事業計画書 2 その他知事が必要と認める書類	第2号	1部	当該事業の変更の理由の生じた日から15日以内
	いわて省エネ住宅建設推進事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書 1 その他知事が必要と認める書類	第3号	1部	当該事業の（中止・廃止）の理由の生じた日から15日以内
規則第13条第1項の規定による書類	いわて省エネ住宅建設推進事業費補助金請求書 【全体】 1 実績報告書 2 事業実績書 3 県産木材使用数量実績書 4 現場見学会等実施報告書	第4号 第5号	1部 1部	補助事業を完了した日（規則第6条第1項第3号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）から起算し

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
	5 HEMS コントローラ接続・操作確認報告書 6 気密性能試験の結果が確認できる書類 7 要した経費を支出したことが確認できる書類 8 補助事業者が住宅に居住することが確認できる書類 9 ZEH を上回る基準となったことが確認できる書類 10 住宅の建設が完了したことが確認できる書類 11 仕様を満たした太陽光発電設備を導入したことが確認できる書類 12 仕様を満たした HEMS を導入したことが確認できる書類 13 その他知事が必要と認める書類 【蓄電池を導入した場合】 14 仕様を満たした蓄電池を導入したことが確認できる書類			て 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた年度の 3 月 31 日のいずれか早い日まで

様式第1号（別表第4関係）

年 月 日

岩手県知事 様

〒
申請者 住所
氏名
(電話番号)

いわて省エネ住宅建設推進事業費補助金交付申請書

いわて省エネ住宅建設推進事業費補助金の交付を受けたいので、岩手県補助金交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の内容

別紙1 事業計画書

別紙2 遵守事項に関する確認書

別紙3 県産木材使用数量確認書

2 補助金交付申請額

円

3 補助事業の開始及び完了日（予定）

年 月 日 ～ 年 月 日

別紙1 (様式第1号関係)

事業計画書

1 住宅の情報等

建設場所 (地名地番)					
建築主					
構造		階数	地上	階/地下	階
延べ面積	全体				m ²
	うち住居部分				m ²
	うち非住居部分				m ²
他補助金の利用	事業名		内容		

2 建設業者

会社名	
住所	〒
担当者名	
TEL	
FAX	
E-mail	
<input type="checkbox"/> 岩手型住宅賛同事業者 <input type="checkbox"/> 岩手県地域型復興住宅地域住宅生産者グループ	

3 事業計画

地域の区分	<input type="checkbox"/> 2地域	<input type="checkbox"/> 3地域	<input type="checkbox"/> 4地域
県産木材使用数量			m ³ ≥ 5 m ³
ZEH を上回る基準	<input type="checkbox"/> 断熱等性能等級 6 等 <input type="checkbox"/> 断熱等性能等級 7 等		
外皮平均熱貫流率 (UA 値)	W/m ² ・K		
再エネ等を除いた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率 (小数点以下切捨て)			% 削減
再エネ等を加えた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率 (小数点以下切捨て)			% 削減
太陽光発電設備	メーカー名		
	型番		
	公称最大出力合計 (小数点以下切捨て)	kW 公称最大出力 () W × () 枚 公称最大出力 () W × () 枚	
	パワーコンディショナ 定格出力 (小数点以下切捨て)	kW	
HEMS	メーカー名		
	型番 (主要機器)		
	ECHONET Lite 規格 認証登録番号		
蓄電池	メーカー名		
	パッケージ型番		
	蓄電容量 (小数点第二位 以下切捨て)	kWh	
	初期実効容量 (小数点第 二位以下切捨て)	kWh	

5 蓄電池に係る補助額算定（蓄電池を導入する場合）

(1) 仕様

パッケージ型番	構成機器

※ パッケージ型番は、蓄電池本体機器・パワーコンディショナ・リモコン等を組み合わせた蓄電池システムの総合的な型番とする。

(2) 導入価格（工事費込み・税抜き）の内訳

名称	摘要	金額（円）	備考
計			

(3) 蓄電容量 1 kWh 当たりの導入価格

導入価格 ①	蓄電容量 (kWh) ②	導入価格 (円/kWh) ①/②	上限額
			≤155,000 円

別紙2（様式第1号関係）

遵守事項に関する確認書

いわて省エネ住宅建設推進事業費補助金の交付を受けるにあたり、下記事項を遵守します。

記

1 共通事項

- (1) この要綱に定める内容を理解した上で補助金を申請し、遵守すること。
- (2) ZEHのエネルギー使用状況に関する調査・分析等のため、環境省及び県に対する必要な情報提供に協力すること。なお、情報提供の内容は別に定めることとする。

2 太陽光発電設備に関する事項

- (1) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。
- (2) 再エネ特措法に基づくFIT又はFIPの認定を取得しないこと。
- (3) 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- (4) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次に掲げる要件をすべて遵守すること。

ア 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。

イ 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。

ウ 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。

エ 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。

オ 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。

カ 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。

キ 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。

ク 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。

ケ 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。

コ 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の30%以上とすること。

以上

年 月 日

岩手県知事 様

申請者 氏名 _____ ⑩

建設業者 会社名 _____

代表者職氏名 _____ ⑩

別紙3 (様式第1号関係)

県産木材使用数量確認書

部位名		材種	木材使用数量	左記のうち 県産木材使用数量	備考
軸組類	柱				
	梁・桁類 (敷桁・軒桁・間仕切桁等)				
	その他 ()				
床組類	火打梁・床束・大引等				
	根太類				
	その他 ()				
小屋組類	棟木・母屋・隅木等				
	たる木				
	その他 ()				
パネル・ツバイ類	壁				
	床				
	屋根				
	その他 ()				
その他					
合計			m ³	m ³	

様式第2号（別表第4関係）

年 月 日

岩手県知事 様

〒
申請者 住所
氏名

いわて省エネ住宅建設推進事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け岩手県指令第 号で補助金の交付決定の通知を受けたいわて省エネ住宅建設推進事業費補助金の実施について、下記のとおり変更したいので、岩手県補助金交付規則第6条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 補助事業の内容

別紙1 事業計画書

別紙3 県産木材使用数量確認書

(2) 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

項目	補助事業に要する経費	補助金交付申請額	備考
変更前	円	円	
変更後	円	円	

※ 別紙1及び3は、様式第1号に準ずるものとし、変更前の内容を上段（ ）として、変更後の内容を下段に記載してください。

様式第3号（別表第4関係）

年 月 日

岩手県知事 様

〒
申請者 住所
氏名

いわて省エネ住宅建設推進事業費補助金（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け岩手県指令第 号で補助金の交付決定の通知を受けたいわて省エネ住宅建設推進事業費補助金の実施について、下記のとおり（中止・廃止）したいので、岩手県補助金交付規則第6条の規定により申請します。

記

1 （中止・廃止）の理由

2 （中止・廃止）の内容

様式第4号（別表第4関係）

年 月 日

岩手県知事 様

〒
申請者 住所
氏名

いわて省エネ住宅建設推進事業費補助金請求書

年 月 日付け岩手県指令第 号で補助金の交付決定の通知を受けたいわて省エネ住宅建設推進事業費補助金が完了したので、岩手県補助金交付規則第13条の規定により請求します。

記

1 補助金請求額

金 円

2 振込先

金融機関名	
支店名	
種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

※ 記載内容を確認するため、通帳の写しを添付してください。

様式第5号（別表第4関係）

年 月 日

岩手県知事 様

〒
申請者 住所
氏名

いわて省エネ住宅建設推進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け岩手県指令第 号で補助金の交付決定の通知を受けたいわて省エネ住宅建設推進事業費補助金が完了したので、岩手県補助金交付規則第13条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業の開始及び完了日

年 月 日 ～ 年 月 日

2 補助事業の実績

別紙1 事業実績書

別紙2 県産木材使用数量実績書

別紙3 現場見学会等実施報告書

別紙4 HEMS コントローラ接続・操作確認報告書

別紙1 (様式第5号関係)

事業実績書

1 住宅の情報等

建設場所	地名地番	
	住居表示	〒

2 事業実績

県産木材使用数量		m^3	$\geq 5 m^3$
ZEHを上回る基準	<input type="checkbox"/> 断熱等性能等級6等 <input type="checkbox"/> 断熱等性能等級7等		
外皮平均熱貫流率 (UA 値)		$W/m^2 \cdot K$	
再エネ等を除いた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率 (小数点以下切捨て)		% 削減	
再エネ等を加えた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率 (小数点以下切捨て)		% 削減	
太陽光発電設備	メーカー名		
	型番		
	公称最大出力合計 (小数点以下切捨て)	kW 公称最大出力 () $W \times$ () 枚 公称最大出力 () $W \times$ () 枚	
	パワーコンディショナ定格出力 (小数点以下切捨て)	kW	
HEMS	メーカー名		
	型番 (主要機器)		
	ECHONET Lite 規格 認証登録番号		
蓄電池	メーカー名		
	パッケージ型番		
	蓄電容量 (小数点第二位以下切捨て)	kWh	
	初期実効容量 (小数点第二位以下切捨て)	kWh	
相当隙間面積		cm^2/m^2	$\leq 1.0 cm^2/m^2$

3 補助事業に要する経費の内訳

(単位：千円)

申請区分	補助対象区分		補助金の算定 (a)	上限額 (b)	申請額※ 1
必須 ① 又は ②	①	ZEHを上回る 基準	断熱等性能 等級6等	定 額	1,000
	②		断熱等性能 等級7等		1,800
必須	③	太陽光発電設備	$70 \text{ 千円/kW} \times \underline{\hspace{2cm}}^{\ast 2} \text{ kW} =$	350	
	④	HEMS	$\text{HEMS の価格}^{\ast 3} \text{ 千円/kWh} \times 2/3 =$	66	
選択	⑤	蓄電池	$\text{蓄電池の価格}^{\ast 4} \text{ 千円/kWh} \times 1/3 =$ ㊦	≤ 51	—
			$\underline{\hspace{2cm}}^{\ast 5} \text{ 千円/kWh} \times \underline{\hspace{2cm}}^{\ast 5} \text{ kWh} =$	357	
申請額の合計					

※1 (a)と(b)のうち低い額とし、千円未満切り捨てとする。

※2 太陽光電池モジュールの公称最大出力合計とパワーコンディショナの定格出力のうち小さい値とする。

※3 設備の購入及び工事に要する経費(税抜き)とする。

※4 設備の購入及び工事に要する経費(税抜き)であり、155千円/kWhを上限とする。

※5 蓄電容量とする。

別紙2 (様式第5号関係)

県産木材使用数量実績書

部位名		材種	木材使用数量	左記のうち 県産木材使用数量	備考
軸組類	柱				
	梁・桁類 (敷桁・軒桁・間仕切桁等)				
	その他 ()				
床組類	火打梁・床束・大引等				
	根太類				
	その他 ()				
小屋組類	棟木・母屋・隅木等				
	たる木				
	その他 ()				
パネル・ツバイ類	壁				
	床				
	屋根				
	その他 ()				
その他					
合計			m ³	m ³	

※ 「県産木材」の証明書を添付すること。

別紙3 (様式第5号関係)

現場見学会等実施報告書

<p>1 実施内容</p>	<p> <input type="checkbox"/> 建設過程の現場見学会 <input type="checkbox"/> 建設完了時の現場見学会 <input type="checkbox"/> ホームページ等での公開 <input type="checkbox"/> その他 () </p>
<p>2 公開期間^{※1}</p>	<p>年 月 日 ~ 年 月 日</p>
<p>3 来場者の人数 (現場見学会の場合のみ)</p>	<p>人</p>
<p>4 実施状況写真^{※2}</p>	

※1 公開期間は1日以上とすること。

※2 ホームページ等での公開等の場合は、URL を記載及び当該ページをプリントスクリーンしたものを添付してください。

別紙4（様式第5号関係）

HEMS コントローラ接続・操作確認報告書

- 1 ECHONET Lite認証及びECONET Lite AIF認証相互接続性に係る要件の確認
 - (1) 1台で住宅一棟の全エネルギーを計測できるように設置されていること。
 - (2) 計測されたデータの表示ができること。
 - (3) 導入する計測対象の機器要件となるECHONET Lite認証を全て取得していること。
 - (4) APPENDIX ECONET機器オブジェクト詳細規程のReleaseバージョンは、導入する計測対象の設備要件となるReleaseバージョン以上であること。
 - (5) 空調設備又は給湯設備について、HEMSコントローラと接続し、操作できることを確認していること。

- 2 上記接続を確認できるHEMSの機器操作画面の写真

